大阪堂島商品取引所における分別大豆に係る取引の廃止等に伴う「商品取引債務引受業に係る手数料に関する規則」等の一部改正について

Ⅰ．改正趣旨

大阪堂島商品取引所（以下「ＯＤＥ」という。）において分別大豆に係る取引の廃止等が行われることに伴い、「商品取引債務引受業に係る手数料に関する規則」等について、別紙のとおり所要の改正を行う。

Ⅱ．改正概要	（備　考）
・ＯＤＥにおける分別大豆に係る取引の廃止	・商品取引債務引受業に係る手数料に関する規則第５条 ・大阪堂島商品取引所の上場商品に係る受渡決済に関する取扱要領第８条、第１２条及び第１３条

Ⅲ．施行日

２０２０年１１月１０日から施行する。

以　上

別　紙

「商品取引債務引受業に係る手数料に関する規則」等の一部改正について

目　　次

(ページ)

1　商品取引債務引受業に係る手数料に関する規則の一部改正新旧対照表　2

2　大阪堂島商品取引所の上場商品に係る受渡決済に関する取扱要領の一部改正新旧対照表　3

商品取引債務引受業に係る手数料に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
（大豆に係る検品手数料） 第５条　大阪堂島商品取引所の上場商品に係る受渡決済に関する取扱要領第８条第１項の規定により当社が故障の申立てに係る検査を行った場合には、同取扱要領第９条各号に規定する渡方堂島農産物先物等清算参加者又は受方堂島農産物先物等清算参加者は、１受渡単位につき３，０００円の検品手数料を当社に納入しなければならない。 （削る） （削る） 付　　則 この改正規定は、令和２年１１月１０日から施行する。	（大豆に係る検品手数料） 第５条　大阪堂島商品取引所の上場商品に係る受渡決済に関する取扱要領第８条第１項の規定により当社が故障の申立てに係る検査を行った場合には、同取扱要領第９条各号に規定する渡方堂島農産物先物等清算参加者又は受方堂島農産物先物等清算参加者は、次の各号に定める検品手数料を当社に納入しなければならない。 （１）　分別大豆（大阪堂島商品取引所が定める分別大豆をいう。）にあっては、１受渡単位につき１，５００円 （２）　米国産大豆（大阪堂島商品取引所が定める米国産大豆をいう。）にあっては、１受渡単位につき３，０００円

大阪堂島商品取引所の上場商品に係る受渡決済に関する取扱要領の一部改正新旧対照表

新	旧
（受渡品の検品の請求） 第８条　受方堂島農産物先物等清算参加者は、検品請求書を提出して受渡品につき検品（品質に限る。以下この条において同じ。）の請求をすることができる。	（受渡品の検品の請求） 第８条　受方堂島農産物先物等清算参加者は、次項に定める場合を除き、検品請求書を提出して受渡品につき検品（品質に限る。以下この条において同じ。）の請求をすることができる。
（削る）	２　分別生産流通管理された旨を証明された大豆の受渡品にあっては、受方堂島農産物先物等清算参加者は、当該分別生産流通管理の証明に係る事項及び遺伝子組替え大豆と非遺伝子組換え大豆の混入に係る事項についての異議の申立てはできない。
２　前項の請求は、受渡日から起算して３０日以内に出庫するものに限り行うことが出来るものとし、検品請求書の提出期限は、当該受渡品を出庫する前営業日の午後２時とする。	３　第１項の請求は、受渡日から起算して３０日以内に出庫するものに限り行うことが出来るものとし、検品請求書の提出期限は、当該受渡品を出庫する前営業日の午後２時とする。
３　（略）	４　（略）
４　（略）	５　（略）
（受渡経費及び遅滞金等の徴収・交付の時限） 第１２条　当社は、検品裁定の通知をした日から起算して３営業日後の正午までに、第８条第４項に規定する値引金額、第９条各号に規定する検品手数料等及び前条に規定する遅滞金を徴収し、これ（検品手数料を除く。）を受渡しの相手方となる堂島農産物先物等清算参加者に交付する。	（受渡経費及び遅滞金等の徴収・交付の時限） 第１２条　当社は、検品裁定の通知をした日から起算して３営業日後の正午までに、第８条第５項に規定する値引金額、第９条各号に規定する検品手数料等及び前条に規定する遅滞金を徴収し、これ（検品手数料を除く。）を受渡しの相手方となる堂島農産物先物等清算参加者に交付する。
（その他の事項） 第１３条　この要領に定める事項のほか、早受渡しにより大豆の受渡しを行う場合の取扱いその他大豆の受渡しに関して必要な事項は、大阪堂島商品取引所の「大豆（米国産大豆）受渡細則」その他当社が指定するものにより定める。	（その他の事項） 第１３条　この要領に定める事項のほか、早受渡しにより大豆の受渡しを行う場合の取扱いその他大豆の受渡しに関して必要な事項は、次の各号に掲げるところにより定める。

（削る） （削る） （削る） 付　　則 この改正規定は、令和２年１１月１０日から施行する。	（１）　大阪堂島商品取引所の「大豆（ＮＯＮ―ＧＭＯ大豆）受渡細則」 （２）　大阪堂島商品取引所の「大豆（米国産大豆）受渡細則」 （３）　前２号のほか当社が指定するもの